

第 10 給油取扱所（危政令第 17 条）

1 規制区分

給油取扱所は、施設の形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上次のとおり区分される。

区 分	危 政 令	危 省 令
屋外給油取扱所	17 I	24の14, 24の15, 24の16, 24の17, 25, 25の2, 25の2の2, 25の3, 25の3の2, 25の4, 25の5
航空機給油取扱所	17 I + III	26
船舶給油取扱所	17 I + III	26の2
鉄道給油取扱所	17 I + III	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27の3
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27の5
自家用給油取扱所	17 I + III	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	28
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27の5
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17 I + IV	28の2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV	28の2の3
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV	28の2の3
自家用給油取扱所	17 I + III + IV	28の2の3
セルフ給油取扱所	17 I + V	28の2の5
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + V	28の2の7
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + V	28の2の7
自家用給油取扱所	17 I + III + V	28の2の7
エタノール等の給油取扱所	17 I + IV + V	28の2の8
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV + V	28の2の8
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV + V	28の2の8
自家用給油取扱所	17 I + III + IV + V	28の2の8
屋内給油取扱所	17 II	25の6, 25の7, 25の8, 25の9, 25の10
航空機給油取扱所	17 II + III	26
船舶給油取扱所	17 II + III	26の2
鉄道給油取扱所	17 II + III	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II + III	27の4
自家用給油取扱所	17 II + III	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II + III	28

メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	1 7 II + IV	2 8 の 2 の 2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	1 7 II + III + IV	2 8 の 2 の 3
自家用給油取扱所	1 7 II + III + IV	2 8 の 2 の 3
セルフ給油取扱所	1 7 II + V	2 8 の 2 の 6
CNG等充てん設備設置給油取扱所	1 7 II + III + V	2 8 の 2 の 7
自家用給油取扱所	1 7 II + III + V	2 8 の 2 の 7
エタノール等の給油取扱所	1 7 II + IV + V	2 8 の 2 の 8
CNG等充てん設備設置給油取扱所	1 7 II + III + IV + V	2 8 の 2 の 8
自家用給油取扱所	1 7 II + III + IV + V	2 8 の 2 の 8

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

2 共通基準

(1) 危険物の取扱量

ア 給油取扱所における危険物の最大取扱数量は、危政令第17条第1項第7号に定める専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

イ 容器内にある危険物の合計数量は、指定数量未満とすること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

ウ 給油取扱所においてのガソリンの小分け販売は、1日に取り扱う量が指定数量未満の場合（給油取扱所内の潤滑油の販売等を含む。）は、できるものであること。

(2) 給湯用・冷暖房用ボイラー、自家発電設備及び火気使用設備器具

ア 燃料タンク

(ア) 灯油及び軽油を貯蔵する専用タンク及び廃油タンクから給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。（昭62.4.28消防危第38号通知、昭62.6.17消防危第60号質疑）

(イ) 燃料タンクは、給油取扱所の専用のもので、当該タンクから他用途部分への燃料供給は行わないこと。

(ウ) 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の耐火構造のタンク専用室又は油庫内に設置すること。ただし、タンク容量が200ℓ未満のものにあつては、ボイラー室等に設置することができる。

(エ) 燃料タンクの位置等については、火災予防条例の基準の例によること。

イ ボイラー室等

(ア) ボイラー室

- a 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とすること。
- b 耐火構造の専用室とするように指導する。▲
- c 専用室の開口部は、整備室、給油空地及び注油空地に面する部分には設けないよう指導する。▲

(イ) 火気使用設備

ボイラー、調理用コンロ等の火気使用設備については、火災予防条例の基準の例によること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

3 屋外営業用

前2によるほか、次によること。

(1) 危政令第17条第1項の適用

危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が3分の1以下のものについては、危政令第17条第1項を適用する。

ア 給油取扱所の敷地面積

「給油取扱所の敷地面積」は、次により算定すること。

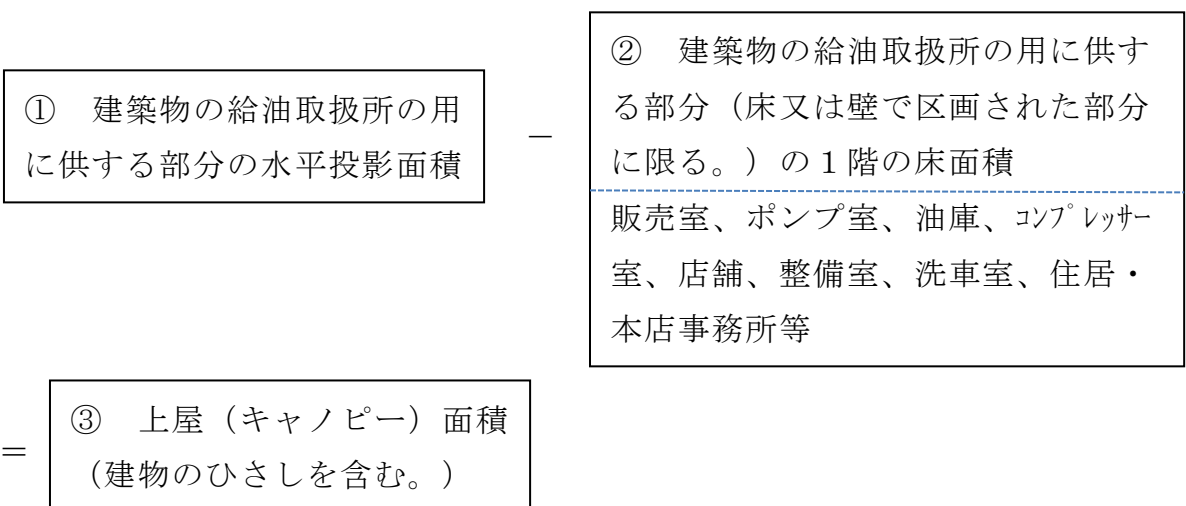
- (ア) 給油取扱所の敷地境界線に防火塀が設けられている場合は、防火塀の中心（建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあってはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分
- (イ) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

イ 上屋等の空地に対する比率の算定

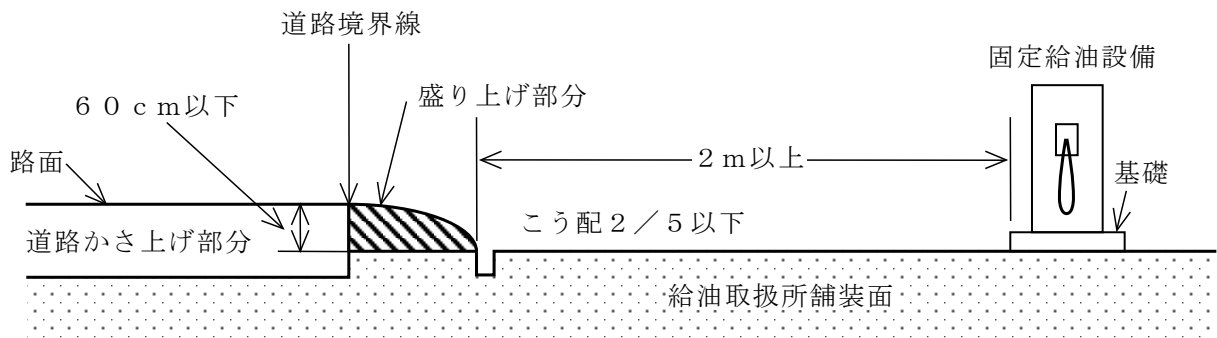
- (ア) 危省令第25条の6に規定する上屋等の算定方法は以下のとおりである。

なお、「給油取扱所の用に供する部分の1階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などに設けられたひさしの面積も含まれるものであること。

I



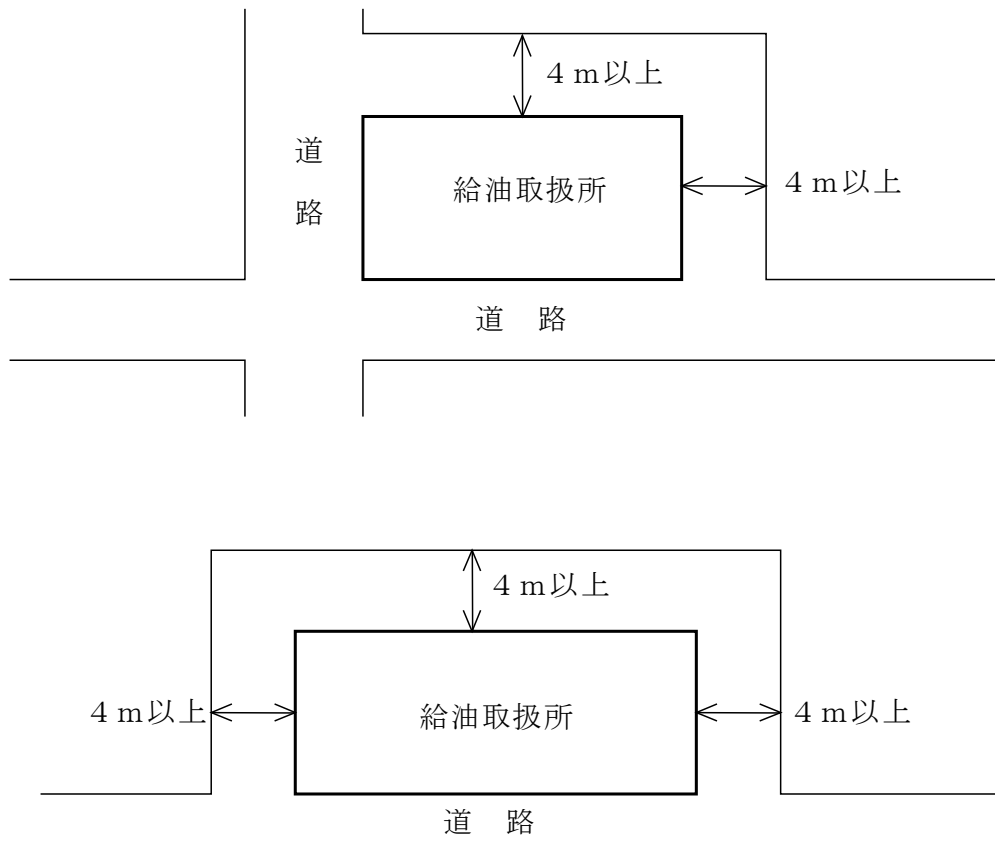
ウ 盛り上げのこう配が2/5以下であること。

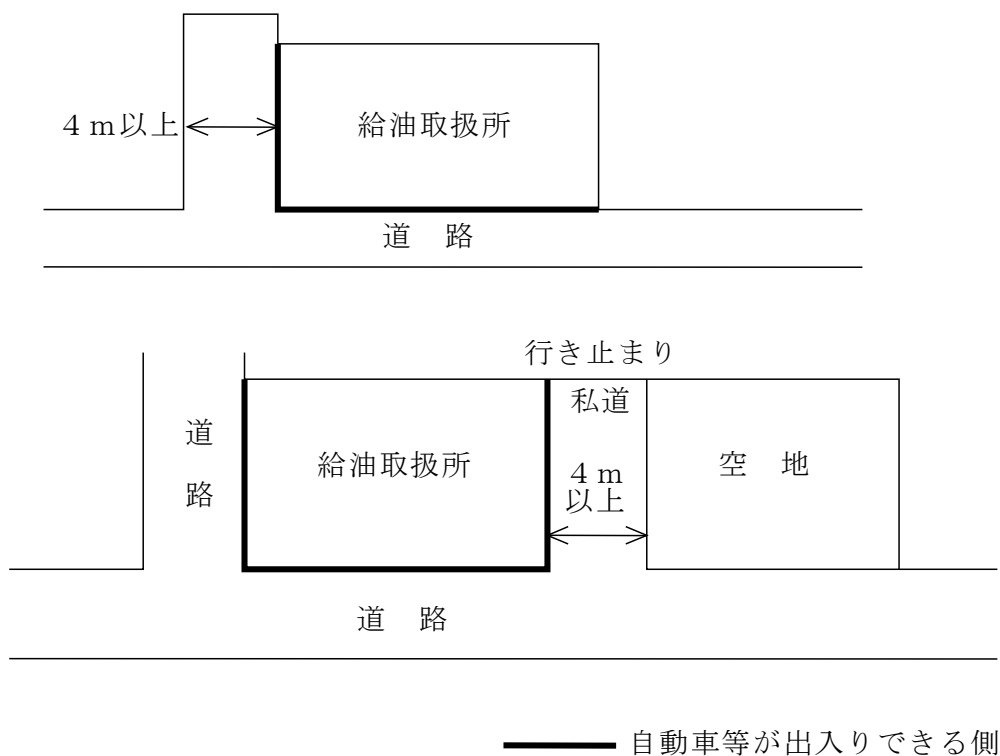


第12-2図

(3) 自動車等が出入りする側

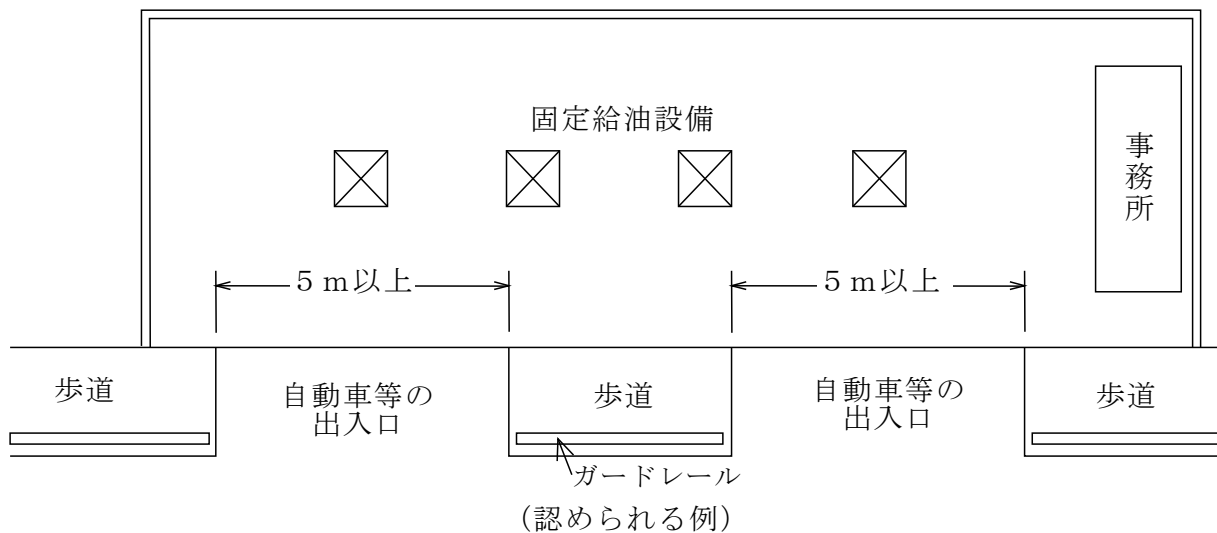
ア 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員がおおむね4m以上の道路（危省令第1条第1号に規定するもの）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。（昭51.11.16消防危第34号質疑、平9.3.25消防危第27号質疑、平10.10.13消防危第90号質疑）（第12-3図参照）

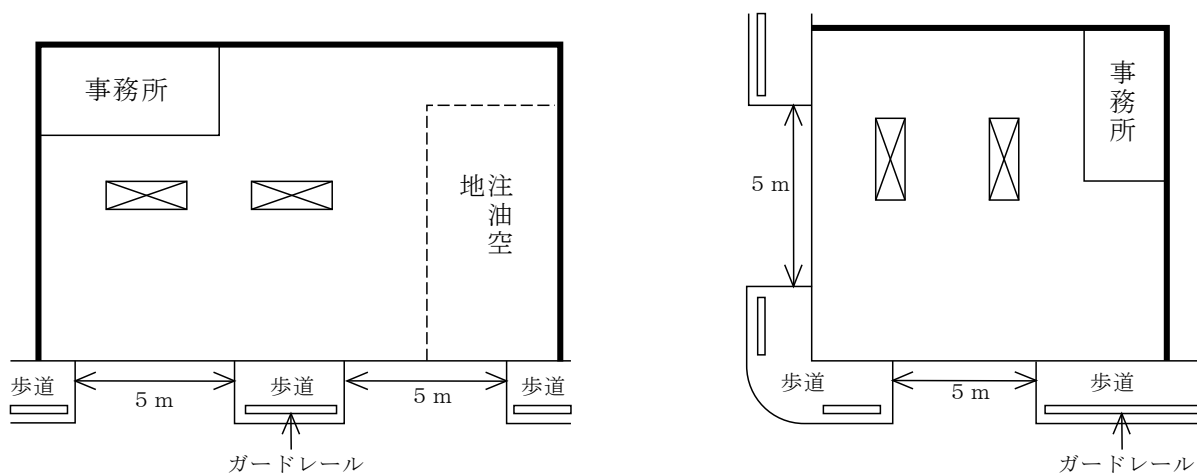




第 1 2 - 3 図

イ 危政令第 1 7 条第 1 項第 2 号の間口に面する自動車等の出入りする側に、ガードレール等が設けられている場合で幅 1 0 m 以上の出入口が確保できない場合は、幅 5 m 以上の出入口を 2 箇所以上設けるものとし、当該幅 5 m 以上の出入口 2 箇所以上は、給油取扱所の空地のうち、間口 1 0 m 以上、奥行 6 m 以上の概ね矩形部分の間口の前面にとらなければならないこと。（第 1 2 - 4 図参照）

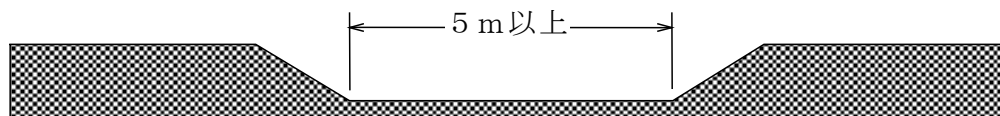




(認められない例)

第 1 2 - 4 図 自動車等の出入口

なお、歩道を切り下げ、出入口を確保する場合は、原則として当該幅は車両の通行に有効な幅とすること。(第 1 2 - 5 図参照)



第 1 2 - 5 図 歩道切り下げ図

ウ 前イに掲げる部分以外の部分に危政令第 1 7 条第 1 項第 1 9 号に定める車両等の出入りする側を設ける場合は、当該自動車等の出入口の有効幅員は 5 メートル以上とするよう指導する。▲

(4) 給油空地

ア 給油空地は、自動車等の出入口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る車両の動線を含めて、その空地内に間口 1 0 m 以上、奥行 6 m 以上の概ね矩形が道路境界線に接して包含され、車両の出入り及び給油業務に必要な大きさを有していること。(第 1 2 - 6 - 1 図参照)

イ ア以外で、歩道等の整備や拡幅により、給油空地の間口と乗り入れ部が同一のものとして確保できないときは、次の事項を満足する場合は危政令第 2 3 条を適用し、別図(第 1 2 - 6 - 2 図)に示す給油空地を認めて差し支えないこと。(平 1 3 . 1 1 . 2 1 消防危第 1 2 7 号通知)

(7) 給油空地は、間口(主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ)を 1 0 m 以上とし、奥行きを 6 m 以上とすること。

(イ) 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。

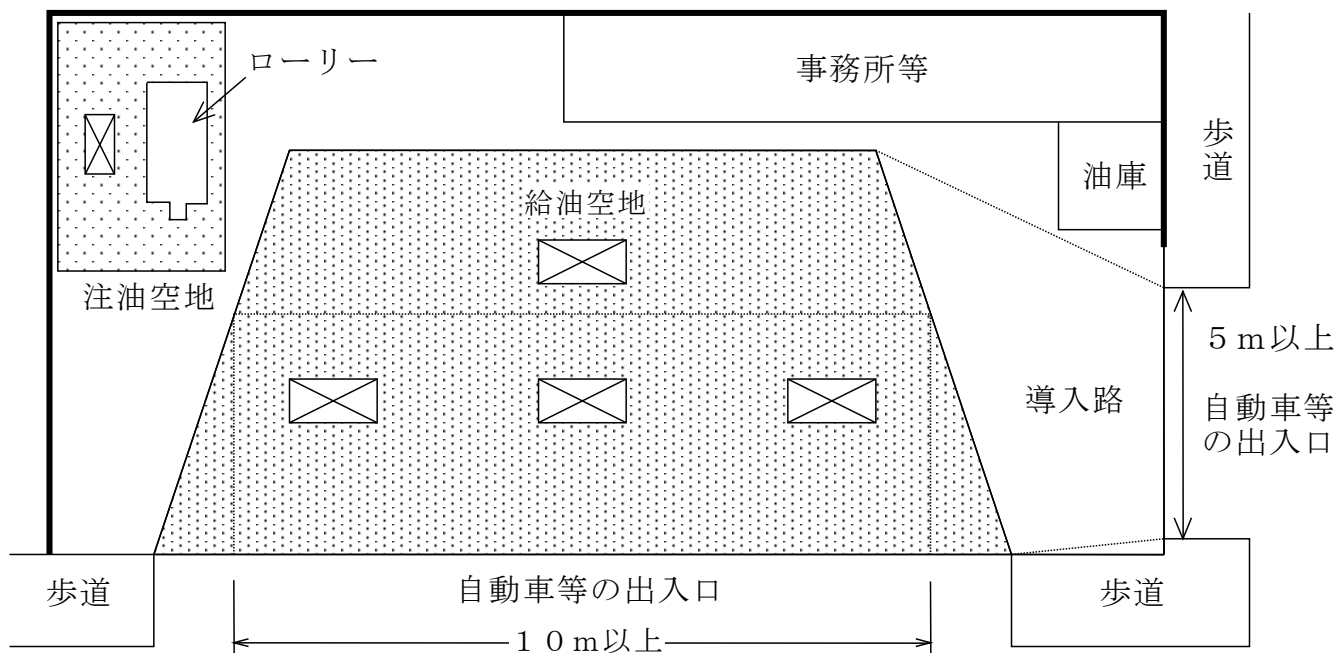
(ウ) 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油取扱所とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

(5) 注油空地

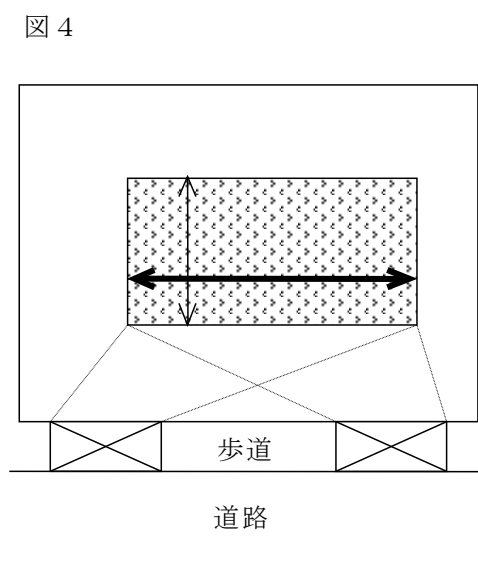
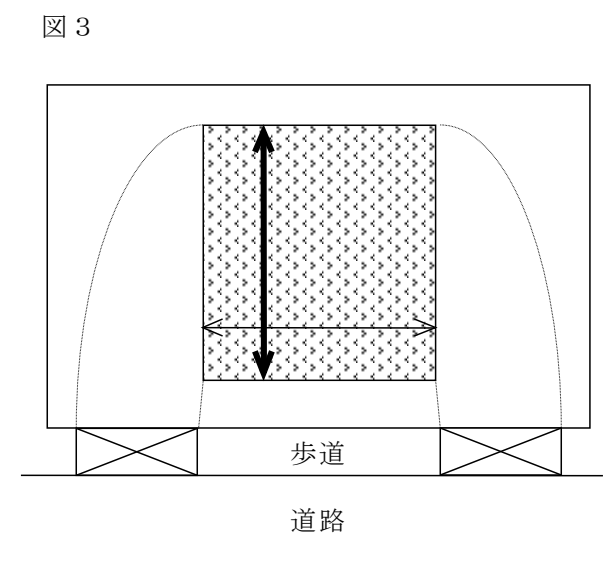
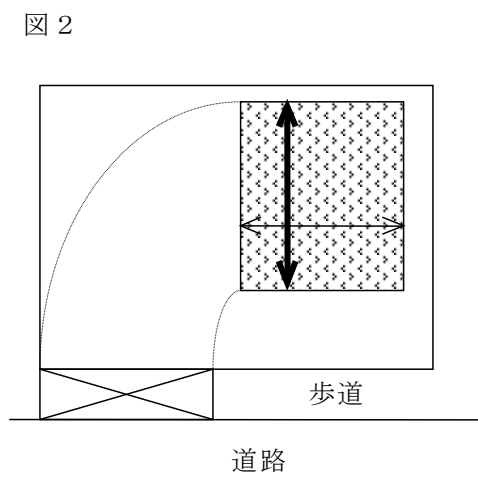
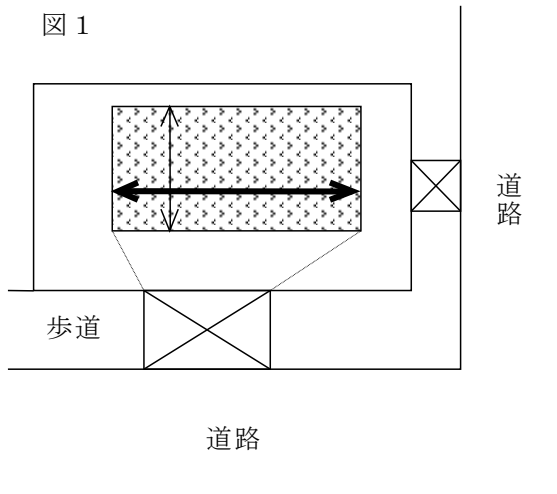
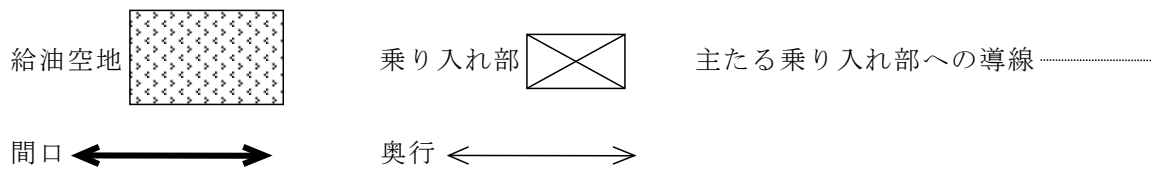
ア 注油空地は給油空地以外の場所に設ける。(容器等への小分けのみを目的とする場合はおおむね4平方m(2m×2m)以上とするよう指導する。)▲

イ 4,000ℓ以下のローリー等に注油する場合は、車両がはみ出さない十分な広さの空地とすること。(第12-6-1図参照)

なお、注油空地周囲の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できる。(平元. 3. 3消防危第15号通知)



第12-6-1図 給油空地及び注油空地の例



第 1 2 - 6 - 2 図 特例による給油空地の例

(6) 地盤面

ア 給油取扱所の地盤面は、上部荷重に対する耐久性、クラックの防止等から鉄筋コンクリートとするよう指導する。▲

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。

イ 地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料（J 1 S 難燃 2 級）以上のもので、導電性（体積固有抵抗値 $10^8 \Omega \cdot \text{cm}$ 以下又は表面固有抵抗値 $10^9 \Omega$ 以下）、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。（昭 5 9 . 8 . 2 消防危第 9 1 号質疑）

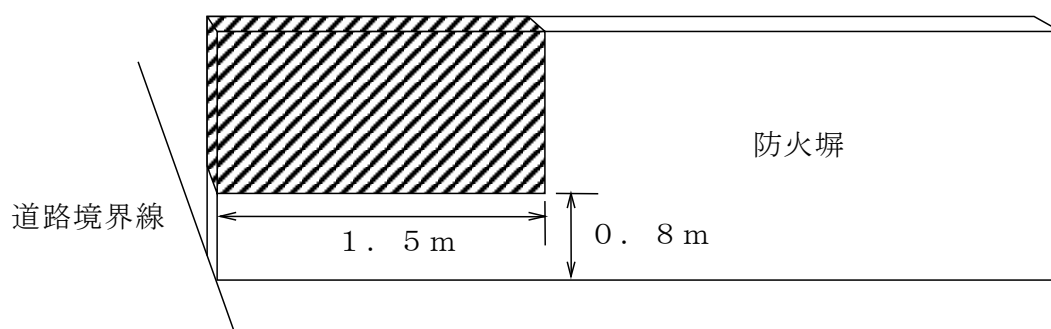
(7) 防火塀

ア 塀に隣接する自動車車庫等の出入口

自家用の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に出入口を設けて自動車を通すことができること。この場合において、車両等が通過する部分は、給油空地及び注油空地以外とするほか、出入口は特定防火設備で必要最小限の大きさとし、使用時以外は閉鎖しておくこと。

イ 防火塀の一部切り込み

道路境界線側にある防火塀が、給油取扱所に入出入りする自動車等の視界を妨げる場合については、隣接して建築物等がない等、周囲の地形その他の状況から判断して安全と認める場合は、危政令第 2 3 条の規定を適用し、次により防火塀の一部カットを認める。（第 1 2 - 7 図参照）



第 1 2 - 7 図

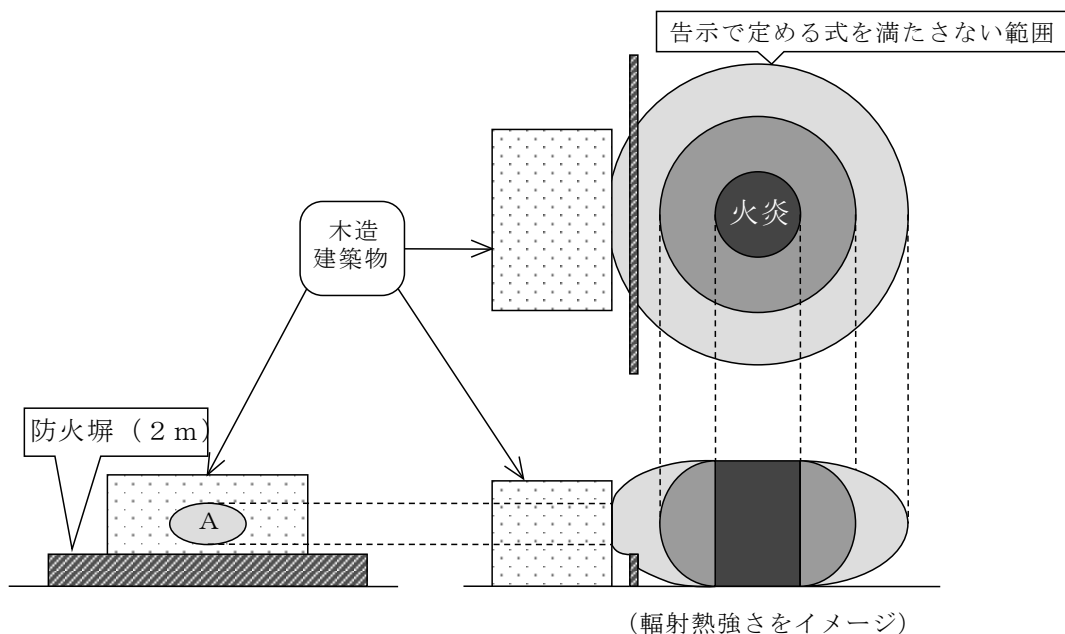
ウ 防火塀の高さを 2 m 以上とする場合

塀又は壁の高さが 2 m であるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を 2 m を超えるものとする必要があるかどうか判断すること。（平成 18 年 5 月 10 日 消防危第 113 号通知）

(7) 計算方法

危険物の火災は、時間とともに輻射熱 q が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、資料 7 - 2 の「石油コンビナートの防災アセスメント指針参考資料 2 災害現象解析モデルの一例 4 . 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えないこと。（平成 18 年 5 月 10 日 消防危第 113 号通知）

- (イ) 輻射熱を求める計算をする場合は次のとおり求めることができること。
- a 給油中、注油中の火災（平成18年9月19日消防危第191号通知）
過去の事故事例を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。
 - b 荷卸し中の火災（平成18年9月19日消防危第191号通知）
漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。
- (ウ) 給油取扱所の扉又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、第12-8図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、第12-8図の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が告示第4条の52第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分になるとしてよいものであること。（平成18年9月19日消防危第191号通知）



第12-8図

- (エ) 給油取扱所における火災想定をする場合に、次の場所を火炎の範囲として輻射熱を求めることができること。（平成18年9月19日消防危第191号通知）
- a 固定給油設備における火災想定
車両給油口の直下を中心とした円
 - b 固定注油設備における火災想定
 - (a) 容器に詰め替えする場合
詰め替える容器を置く場所を中心とした円
 - (b) 移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円

c 注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

エ 防火塀に設ける開口部（平成19年5月10日消防危第113号通知）

(ア) 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。

(イ) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

(8) 専用タンク

ア 専用タンクの設置方法は、第8、3の例によること。

イ 専用タンクは、当該給油取扱所の敷地内に設けるよう指導する。▲

ウ 専用タンクを2以上の室に仕切り、それぞれ品名の異なる危険物を貯蔵する場合においてガソリンと灯油は隣接した室としないよう指導する。▲

(9) 建築物の用途

ア 危省令第25条の4第1項第1号の2から第4号の用途とは、壁等で区画された部分をいう。

イ 危省令第25条の4第1項第3号の自動車等の点検・整備を行う作業場において、顧客に対し作業内容等の説明のために係員同伴で一時的に顧客が出入りする場合は、顧客が係員の指揮下に常時おかれた状態であるので、危省令第25条の4第2項の規定による係員以外の者が出入りする建築物の部分（300㎡規制）から除くことができるものであること。この場合において、顧客に対して安全上必要な注意事項を自動車の点検・整備を行う作業場に掲示すること。（平13.11.21消防危第127号通知）

ウ 給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等）の設置は認められないものであること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

エ 危省令第25条の4第1項第1号の2に規定する用途には、会議室、更衣室、休憩室、応接室、倉庫、廊下、洗面所、便所等機能的に従属する部分も含まれるものであること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

オ 危省令第25条の4第1項に規定する用途には、トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められないものであること。

(昭62.4.28消防危第38号通知)

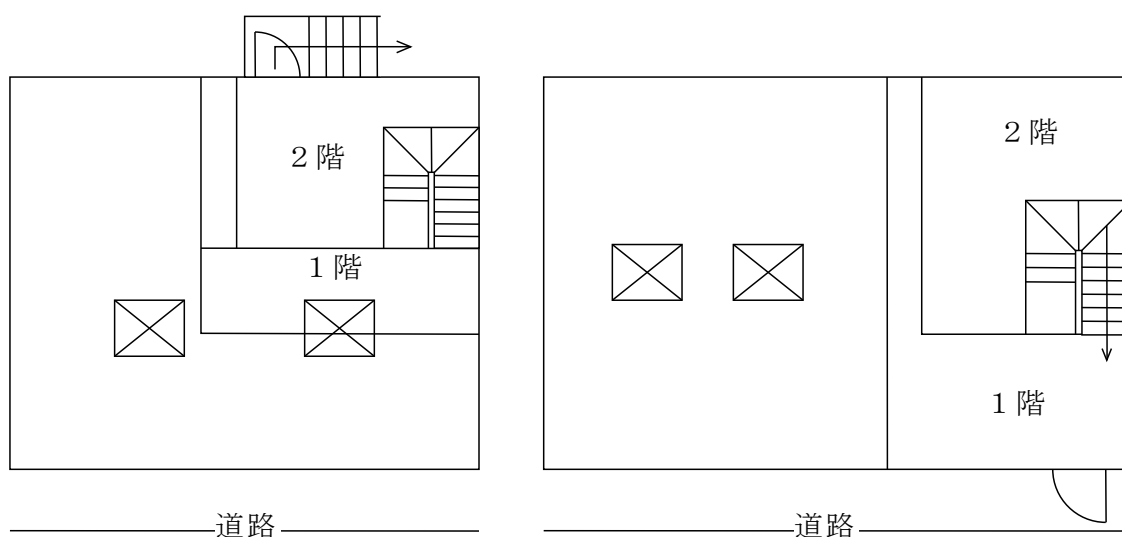
カ 危省令第25条の4第1項第2号の店舗、飲食店又は展示場は、次によること。

(ア) 店舗、飲食店又は展示場においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付け、行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。(昭62.4.28消防危第38号通知)

また、ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。(平9.3.25消防危第27号質疑)

(イ) キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等は、給油、灯油・軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の用途から除かれるものであること。(昭62.4.28消防危第38号通知、平9.10.22消防危第104号質疑)

(ロ) 危省令第40条の3の6第2項第1号の容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合とは、建築物の2階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造となつてゐる場合をいうものであること。(平元3.3消防危第15号通知) (第12-9図参照)



第12-9図 敷地外へ直接避難できる構造例

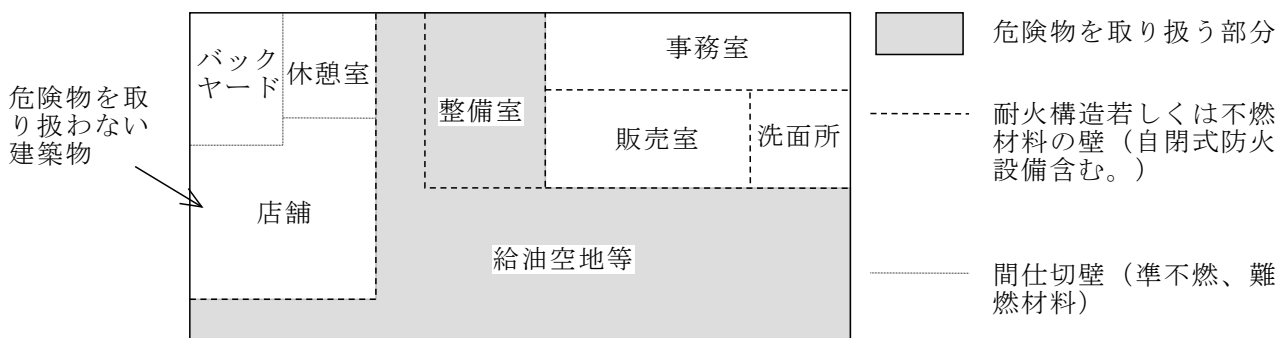
なお、注入口、計量機の位置及び隣地の状況等を勘案し、安全に2階から屋外階段により取扱所の敷地内に降りたあと、給油に必要な空地を通ることなく取扱所の敷地外へ避難できる場合は、2階部分に店舗、飲食店又は展示場を設けることを認めて差し支えないものであること。

(10) 建築物の構造等

ア 建築物の壁のうち、次の(ア)又は(イ)の間仕切壁については、準不燃材料又は難燃材料の使用を認めて差し支えないものであること。(平9.3.26消防危第31号通知)(第12-10図参照)

(ア) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることができる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

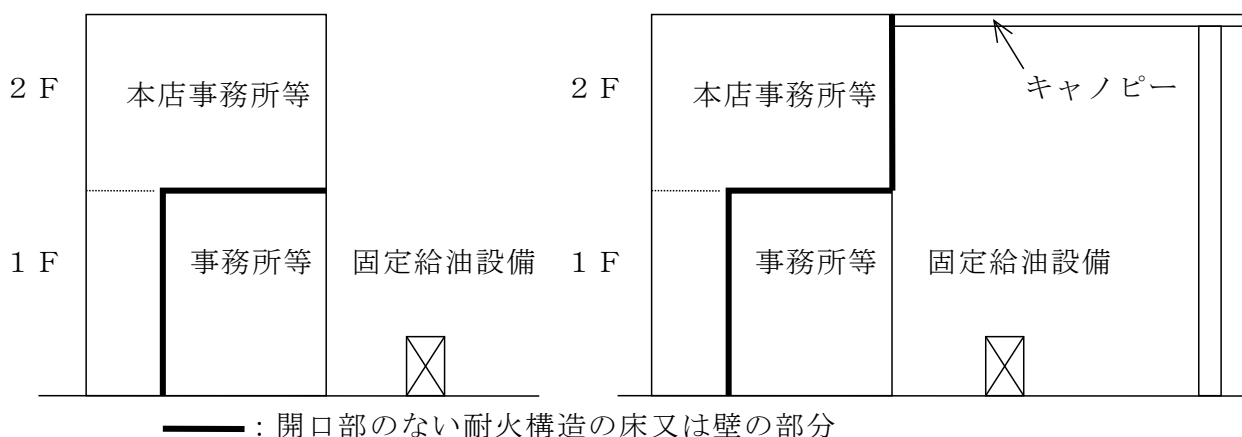


第12-10図 不燃材料以外の建築材料で造ることのできる間仕切壁の例

イ 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合(屋内給油取扱所を除く。)は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備(以下「認定防火設備」という。)を使用できること。

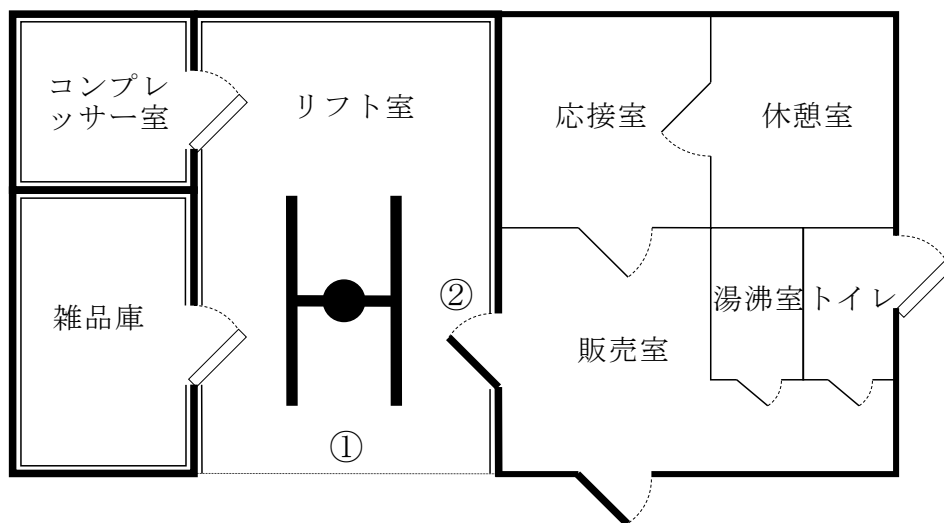
ウ 危政令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所(以下「本店事務所等」という。)とその他の給油取扱所の用途との区画は、施行令第8条の規定によるものと同等のものとし、区画の必要な部分は第12-11図のとおりである。


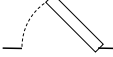


また、当該区画は、危省令第25条の4第4項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすること。



第 1 2 - 1 1 図

- エ 危省令第 2 5 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 4 号の自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場での自動車等の出入口に戸（第 1 2 - 1 2 図①部分）を設ける場合は、不燃材料でも差し支えないものであること。（昭 6 2 . 1 . 1 7 消防危第 6 0 号質疑）
- オ 1 階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の自動閉鎖式の特定防火設備を設けるものであること。（昭 6 2 . 1 . 1 7 消防危第 6 0 号質疑）
- カ 危政令第 1 7 条第 1 項第 1 8 号の事務所その他火気を使用するものには、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが、事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口（第 1 2 - 1 2 図②部分）については、危省令第 2 5 条の 4 第 5 項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。



- 例
-  耐火構造又は不燃構造の部分を示す。
 -  防火構造を示す。
 -  可燃性蒸気が流入しない構造とした部分に設ける自動閉鎖式の防火設備を示す。
 -  内装を不燃とする部分を示す。

第 1 2 - 1 2 図 内部構造例

キ 可燃性蒸気が内部に流入しない構造として、犬走り等にスロープを設ける場合は、次によること。（平9. 3. 14消防危第26号通知）

(ア) スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。

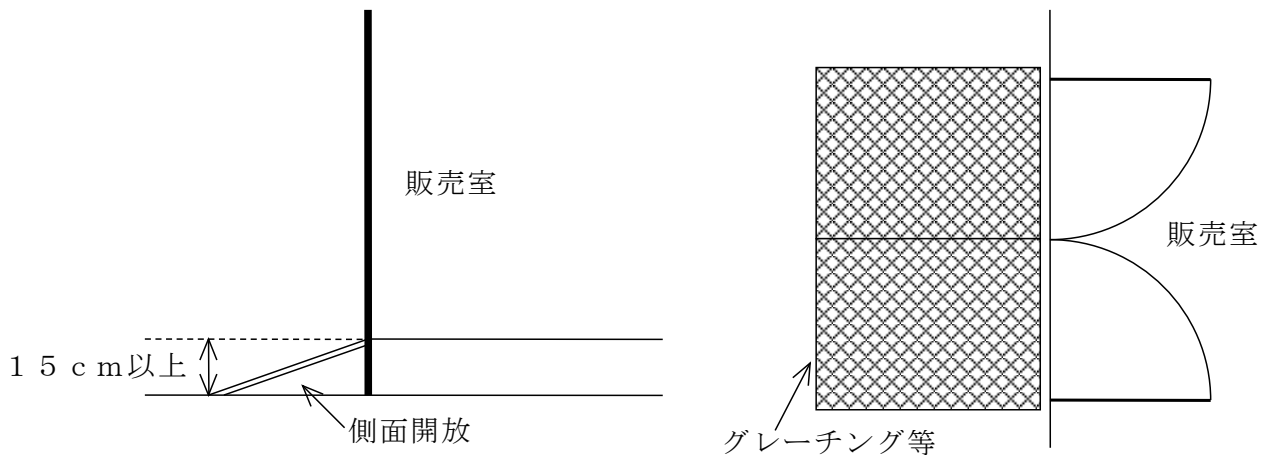
(イ) スロープは給油又は注油に支障ない位置に設けること。

(ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

a 地盤面をかさ上げしてスロープを設置する場合は、コンクリート等の耐油性を有する材料により造られたものとする。

b 地盤面にボルト等で固定するスロープ、又は固定することなく移動が容易な可搬式のスロープを設置する場合は、不燃材料で造られたものとし、かつ、スロープ下部に可燃性蒸気が滞留しない構造のものとする。

（第12-13図参照）



第 1 2 - 1 3 図

ク 事務所の壁体の一部に採光のためガラスブロックを用いることができる。この場合は、防火性能を有すること。

ケ 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防災性能を有するものとする。

コ 上屋（キャノピー）にガラスを使用することについて（平 1 3 . 3 . 1 6 消防危第 3 3 号）

キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが次に適合している場合に限り、危政令第 2 3 条の規定を適用し認めて差し支えないものであること。

(ア) 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。

(イ) 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。

(ウ) 万一破損した場合においても、避難及び消火活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

(エ) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

(11) ポンプ室等

ア 共通事項

(ア) 危政令第 1 7 条第 1 項第 2 0 号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。（平元 . 3 . 3 消防危第 1 5 号通知）

なお、自動車等の点検・整備を行なう作業場であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱うものであること。

また、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導する。▲

- (イ) 同号ロに規定する「ポンプ室等に必要な採光、照明」とは、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りるものとする。（平元． 5． 10 消防危第 4 4 質疑）
- (ウ) 同号ロに規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合は、当該設備と兼用できるものとする。
- (エ) 同号ハに規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室が該当する。また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含むものであること。（平元． 5． 10 消防危第 4 4 質疑）

イ ポンプ室

前アによるほか、次により指導する。▲

- (ア) ポンプ室は 1 階に設けること。
- (イ) ポンプ室は天井を設けないこと。
- (ウ) ポンプ室に設けるポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間におおむね 50 cm 以上の間隔を、ポンプ設備相互間にはおおむね 30 cm 以上の間隔を確保すること。
- (エ) ポンプ室に設ける排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から 1.5 m 以上離れた敷地内とすること。

ウ 油庫

前ア(ア)、(イ)及び(ウ)によるほか、油庫の換気設備は、第 5 「屋内貯蔵所」の換気設備の例によること。

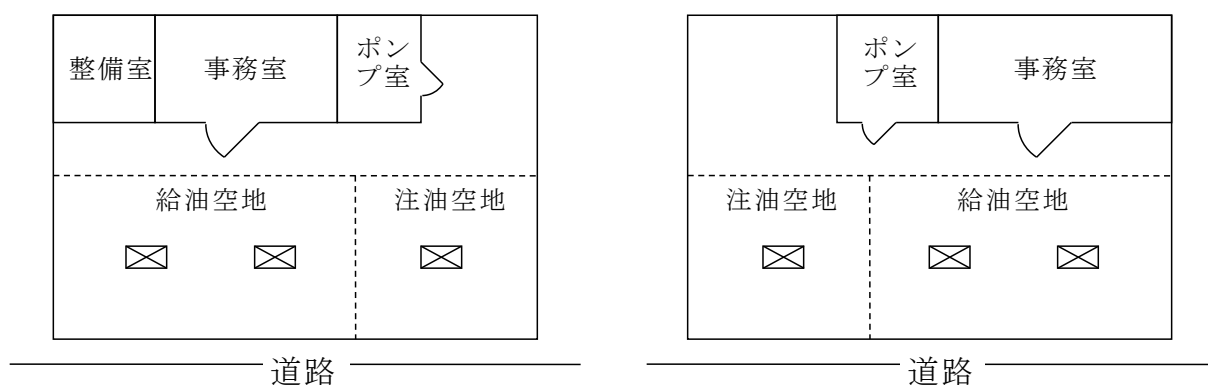
エ 整備室

前アによるほか、次によること。

- (ア) 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
 - (イ) 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備の直近に閉鎖バルブを設けること。
- (12) 道路境界線等から間隔を保つことを要しないポンプ室
危政令第 17 条第 1 項第 1 2 号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は前(1)ア(イ)、(ウ)及び(エ)並びにイによるほか、次によること。

ア 当該ポンプ室の建物構造等については、危省令第25条の3の2の適用のほか、その他の設備等については、危政令第17条第1項第20号が適用となるものであること。

イ 危省令第25条の3の2に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等できる位置であって、かつ、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はないこと。（平元. 5. 10 消防危第44質疑）（第12-14図参照）

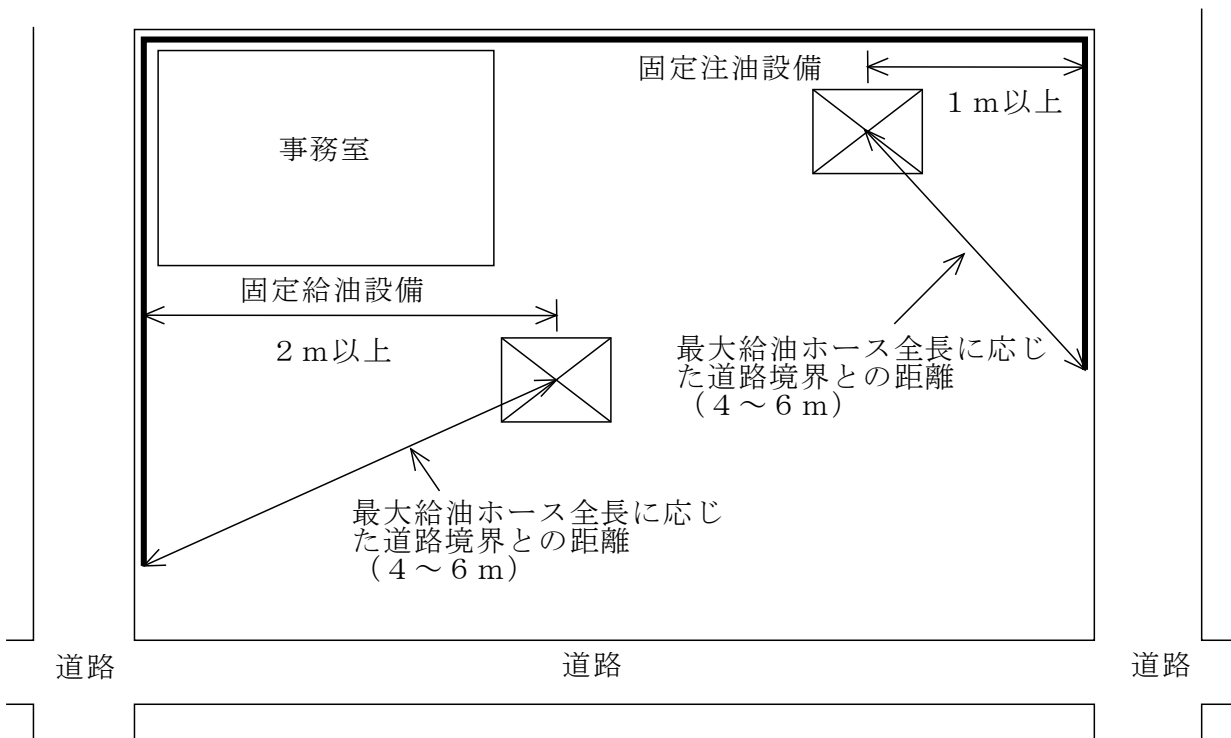


第12-14図 ポンプ室の設置例

(13) 固定給油設備等

ア 固定給油設備等の位置

(7) 危政令第17条第1項第12号又は第13号に規定する固定給油設備等は、道路境界線に防火塀又は壁を設けた場合はそれぞれ2m又は1m以上とすることができる。この場合において、道路境界線（塀又は壁を設けるものを除く。）に設ける防火塀又は壁は、固定給油設備等の中心との間に最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた道路境界線との離隔距離以上の間隔が確保できる部分まで設けること。（第12-15図参照）



第 1 2 - 1 5 図

(イ) 給油ホース又は注油ホース(以下「給油ホース等」という。)の取付部が移動する固定給油設備等については、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第 1 7 条第 1 項第 1 2 号又は第 1 3 号に規定する間隔(給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危省令第 2 5 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する間隔)をそれぞれ確保すること。

(ウ) 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の距離規制はないものであること。(昭 6 2. 4. 2 8 消防危第 3 8 号通知)

イ 固定給油設備等の構造等(平 5. 9. 2 消防危第 3 8 号通知)

(ア) ポンプ機器の構造

a 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。

b 最大吐出量を毎分 1 8 0 0 以下とすることができるのは、灯油用固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。

c 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合、ポンプ機器を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置

がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

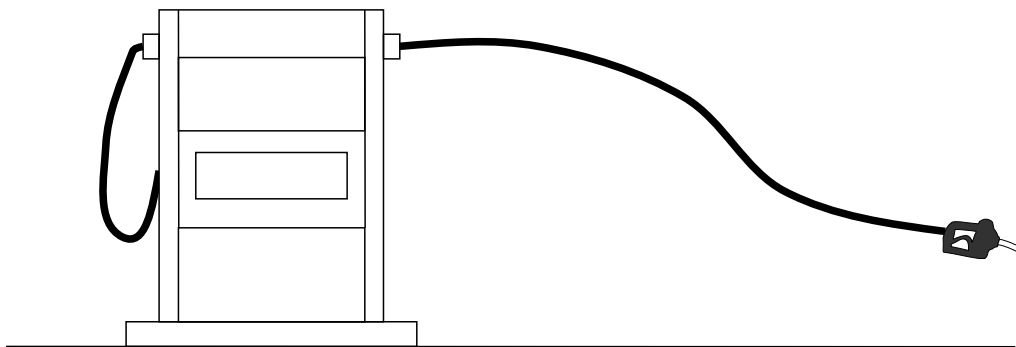
また、油中ポンプ機器を使用する場合には、接続する埋設配管は重配管（耐油性、耐食性及び強度を有している場合は、材質を問わない。）とし、検知装置を設けるよう指導するとともに、固定給油設備等（懸垂式を除く。）には、固定給油設備等が転倒した場合に危険物の漏えい拡散防止を図るための立ち上がり配管遮断弁を取り付けるよう指導する。▲

- d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合は、当該装置を設ける必要はないものであること。

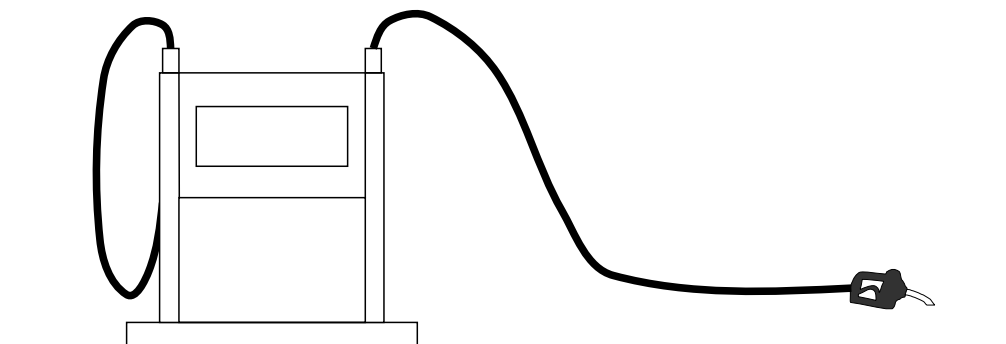
(イ) ホース機器の構造

- a 著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあつては2000N以下の力によって離脱するものであること。
- b ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ（第12-16図参照）、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ（第12-17図参照）、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること。（第12-18図参照）

① ホース取出口を高い位置に設ける方法

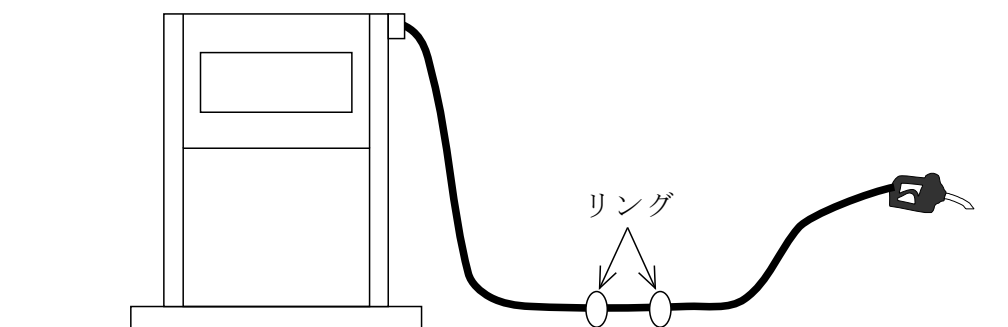


② ホースをバネで上部に上げる方法

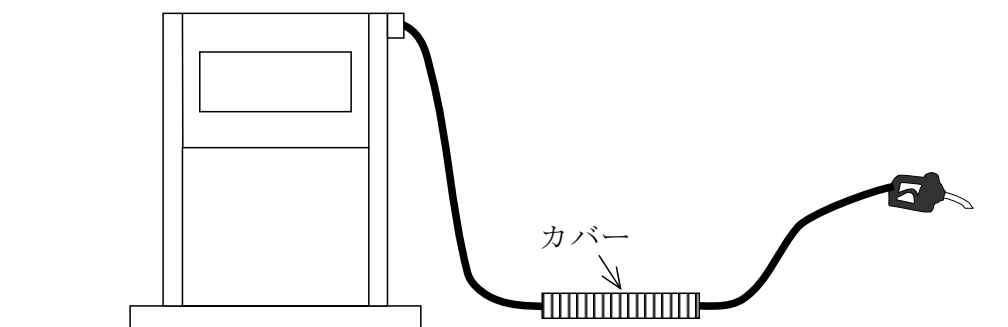


第12-16図 給油ホース等を接触させない機能

① リング



② カバー



第12-17図 リング、カバーが取り付けられた給油ホース等